

宿日直許可取得後の労務管理について

令和5年度は宿日直許可取得のために勤改センターをご利用いただきありがとうございました。

宿日直許可取得後の労務管理は、宿日直許可のある宿日直中を含め、日々の労働時間管理が適切に行われていることが大前提です。まずは宿日直を行う医師に宿日直許可書の内容や宿日直中に従事する業務内容等をしっかり周知なさってください。その上で、以下のチェックリストで宿日直許可取得後の宿日直業務に対する労務管理が適切か、今一度確認してみてください。

宿日直業務に関するチェックリスト

厚労省作成資料より一部改変

以下 6 個の項目で、チェックがつかない内容があれば、宿日直業務について見直しを行ってください。

(見本)

断続的な宿直又は日直勤務許可書

※診療科を限定した許可もあります。ご確認をお願いします。

●×△労基署許可第●号
令和●年●月●日

事業の名称 高知●●●●
事業場所在地 高知市南金田1-39
代表者職氏名 代表取締役 ●●●●

●×△労働基準監督署長

令和●年●月●日付けをもって申請のあった断続的な宿直又は日直の勤務については、下記の附款を附して許可する。
なお、附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

- 1回の勤務に従事するものは次のとおりとする。
宿直 ●人
日直 ●人
- 1人の従事回数は次の回数を超えないこと。
宿直 週●回
日直 月●回
- 勤務の開始及び終了の時刻は、それぞれ次のとおりとする。
宿直 開始 ●時●分より前に勤務につかせないこと。
終了 ●時●分より後に勤務につかせないこと。
日直 開始 ●時●分より前に勤務につかせないこと。
終了 ●時●分より後に勤務につかせないこと。
- 1回の宿直の手当額は、●●●●円以上とする。
1回の日直の手当額は、●●●●円以上とする。
なお、この金額については、将来においても、宿直または日直の勤務につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の、一人一日平均額の3分の1を下回らないようにすること。
- 通常の労働に従事させる等、許可した勤務の機能と異なる勤務に従事させないこと。
- 宿直の勤務につかせる場合は、就寝のための設備を設けること。

①宿日直の人数
□1回の宿日直業務に、許可された人数を超える数の医師を就かせていないか。

②宿日直の回数
□1人の医師が宿日直業務に就く回数が、許可を上回るものとなっていないか。

③宿日直の時間
□許可した開始時間前又は終了時間後に、宿日直業務に就かせていないか。

④宿日直の手当
□許可した金額以上の宿日直手当を支払っているか。
□宿日直業務に就く医師に変更があった場合、都度宿日直手当の金額に不足がないか確認しているか。

⑥就寝設備
□就寝設備は引き続き備わっているか。

⑤宿日直業務の態様

- 宿日直業務の時間帯に、本来業務である診療やその準備行為、後処理(電子カルテの確認等)を行うことが常態化していないか(あっても稀か)。
- 突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応の頻度が、許可申請時点から相当程度増加していないか。(新たに救急病院の指定を受けたなど許可申請時点から事情の変更はないか。)

上の「⑤宿日直業務の態様」の2つにチェックされた場合
やむを得ず宿日直の時間帯に突発的な診療等の通常業務を行った場合には...

- その時間を把握しているか。
 - その時間について、別途賃金(必要な割増賃金を含む)を支払っているか。
- 支払っていない場合、労働基準法違反になります。

いきサポ(いきいき働く医療機関 Web)の医師の働き方改革の制度解説には、上記のチェックリストをはじめ「宿日直許可取得後の適切な労務管理のために」や「自己研鑽」「立入検査」の最新情報が掲載されるようになっていきます。ぜひご確認ください。
<https://iryuu-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>



社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910
平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>
E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ